

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年12月19日（平成30年（独個）諮問第60号）

答申日：平成31年3月29日（平成30年度（独個）答申第53号）

事件名：本人に係る「特定調査結果報告書」等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書16及び文書26に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年11月2日付け特定高専総第171号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

容易に実施可能である特定高専内での公正かつ透明性のある調査を怠り、開示情報に存在する偽りを隠した処分である。

(2) 意見書（添付資料は省略）

この意見書は完結したものでない。機構は資料2の3にある「朱書きのご質問の部分のほとんどの部分の回答になっています」箇所を明らかにする。朱書きは最後にある学生についてだけでよい。この箇所が明らかにならなければ有効な意見を出せない。

これだけだと意見として情報不足なので、朱書きの「個人別に事情」の概略を記す。

（略）

機構が保有する「特定個人によるサイトの開設について（報告）■■■」のサイトは「個人別に事情」の詳細な把握に有効である。

「回答になっています」箇所が第三者の立場である審査会にも理解できるものであるかどうかにより、審査請求人の意見が決まる。資料1, 2は本件での開示請求に基づき開示を受けた情報ではないとして開示し

た情報に存在するべき「回答になっています」箇所を明らかにしない可能性もある。従って、審査請求人の意見は「回答になっています」箇所を機構が明らかにした後に提出するものが正式なものとなる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校（特定高専）教員で、特定年度Aにおいて、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。（略）について、特定高専校長は、審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため、（略）の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本請求もその一端である。

2 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

別紙の1のとおり。

3 不訂正決定の妥当性

第一に、審査請求人は、審査請求の理由において、「容易に実施可能である特定高専内での公正かつ透明性のある調査を怠り、開示情報に存在する偽りを隠した処分である。」と主張しているが、訂正請求書には「偽り」の具体的な記述がなく、開示した保有個人情報が偽りであるとする具体的根拠も示されていない。

第二に、不訂正決定通知書の「訂正をしないこととした理由」に記載のとおり、開示した保有個人情報は、審査請求人から異議申立てのあった（略）について、特定調査WGが、事実を確認するため当時の関係者から収集した保有個人情報であり、法5条に違反することなく適正に取得した情報であり、偽りであるとは言えない。

第三に、訂正請求の対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解されており、審査請求人の主張する訂正請求の理由の具体的根拠を明らかにするために機構が調査をすることまでは、法で求められていないため、審査請求書にある理由の内容は、訂正請求の対象ではない。

また、審査請求書には、不訂正決定が妥当でないとする「偽りの情報」の具体的な記述、開示した保有個人情報が偽りであるとする具体的根拠が記載されておらず、審査請求においても、訂正を求める具体的内容が不明

である。

以上のことから、法29条に規定する「当該訂正要求に理由があると認めるとき」に該当しないため、原処分維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月31日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月12日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件訂正請求は、別紙の1に掲げる文書16及び文書26に記録された保有個人情報について訂正を求めているものと解され、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人が訂正すべきとする保有個人情報について、審査請求人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた保有個人情報の各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 処分庁が特定した保有個人情報記録された文書

- 文書1 特定年度B特定会議議事録A
- 文書2 特定年度B特定会議議事録B
- 文書3 特定個人への対応について(メモ) 特定年月日・時刻A
- 文書4 電話会話メモ 特定年月日・時刻B
- 文書5 特定個人への対応の概要報告(1) 特定年月日A
- 文書6 特定個人への対応の概要報告(2) 特定年月日B
- 文書7 特定年度Cの授業担当について(通知) 特定年月日C
- 文書8 「教務関連のPDCAサイクルについて」
- 文書9 「特定年度Cにおける特定個人の教育活動について(通知)」
特定年月日C
- 文書10 「特定年度Cの授業担当について(通知)」 特定年月日D
- 文書11 「校長命令に「(略)」とあります。」 特定年月日E
- 文書12 「特定年度Cの授業担当について(通知)」 特定年月日E
- 文書13 「特定年度Cの特定個人の授業担当科目について(通知)」
特定年月日F
- 文書14 「特定年度Cの授業担当について(通知)」 特定年月日G
- 文書15 「特定年度Cの授業担当について(通知)」 特定年月日H
- 文書16 特定高専人甲特定番号についての質問事項直書き 特定年月日
I
- 文書17 確認事項 特定年月日G持参
- 文書18 「回答書(特定年月日J付け特定高専人甲特定番号(特定年月日I受理)に対して)」 特定年月日G
- 文書19 確認事項 特定年月日・時刻C 特定個人持参
- 文書20 特定個人から特定校長への質問状 特定年月日K
- 文書21 確認事項 特定年月日L
- 文書22 「特定調査結果報告書に対する質問等について(回答)」 特定年月日H
- 文書23 「特定年度Cの授業担当及び教務関係等業務説明について(通知)」 特定年月日M
- 文書24 「懲戒請求書」 特定年月日N
- 文書25 「特定個人への教務関係等業務説明事項」
- 文書26 特定調査結果報告書

2 本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容(趣旨)

「特定調査結果報告書」（以下「調査報告書」とする。）及び、「特定高専人甲特定番号」は偽り情報であるとして廃棄し、審査請求人の（略）を再調査する。

（理由）

開示情報のうち「調査報告書」及び「特定高専人甲特定番号」を除いたすべての開示情報を関係者資料，残存資料，累積資料のどれに当てはめても「調査報告書」及び「特定高専人甲特定番号」を取得することは出来ない。「調査報告書」及び「特定高専人甲特定番号」は法５条に違反して取得した情報である。

「調査報告書」及び「特定高専人甲特定番号」は開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であり，法２７条により訂正請求できる